

二戸支部及び水沢支部の執行事件の本庁集約について

当庁二戸支部及び水沢支部が管轄区域となる執行事件の一部は、次のとおり盛岡地方裁判所本庁で取り扱っています。

◎ 対象となる事件

不動産執行・担保権実行事件

債権等執行・担保権実行事件

配当等手続事件

財産開示手続事件

第三者からの情報取得事件（令和2年4月1日から）

◎ 対象となる管轄区域

二戸支部（岩手県の内，二戸市，一戸町，軽米町，九戸村，久慈市，洋野町，野田村，普代村）

水沢支部（岩手県の内，奥州市及び金ヶ崎町）

◎ ご留意いただきたい点

本庁集約の対象となる事件は，すべての手続を盛岡地方裁判所本庁で取り扱っています。

不動産執行・担保権実行事件について，入札期間中の各支部の管轄区域内にある競売物件の詳しい内容を示した物件明細書，評価書，現況調査報告書（これらを「3点セット」ともいいます。）は，各支部（及び本庁）でも見ることはできますが，これらの競売物件についての入札書の提出は，盛岡地方裁判所本庁の執行官室に行ってください。

なお，執行官が扱う動産執行事件等については，各支部で取り扱っています。

◎ ご不明な点がございましたら，次の窓口までお問い合わせください。

盛岡地方裁判所第2民事部（〒020-8520 盛岡市内丸9番1号）

不動産執行係 019-622-3280，019-622-3286，019-622-3276

債権執行係 019-622-3279